

◎職員懲戒に関する条例

制 定 昭40.12.25 条例7

最近改正 平22.12.21 条例7

(この条例の目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号、以下「法」という。）に基づき、職員の懲戒の手続及び効果その他職員の懲戒に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(他の条例との関係)

第2条 職員の懲戒の手続及び効果その他職員の懲戒に関しては、法律に特別の定めがある場合を除く外、この条例の定めるところによる。

(懲戒の手続等)

第3条 法第29条第1項の規定により、職員に対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をするには、その職員が同項各号の1に該当すると認められる客観的事実の明らかな場合でなければならない。

2 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(懲戒の効果)

第4条 戒告は、当該職員の責任を指摘し、及びその将来を戒めるものとする。

2 減給は、1日以上6月以下の期間において、1月につき、給料月額 $\frac{1}{10}$ 以下の額を減じて行うものとする。

3 停職の期間は、1日以上1年以下とする。停職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

4 懲戒処分として免職された職員の給料、退職年金又は退職一時金その他の給与については、別に条例で定める。

(平22条例7一部改正)

(実施の細目)

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、管理者がこれを定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第4条第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額及び地域手当の月額の合計額」と読み替えて、同条同項の規定を適用する。

(昭46条例5、平18条例6、平22条例7一部改正)

附 則 (昭46.3.29 条例5)

1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (平18.3.22 条例6)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平22.12.21 条例7)

1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前にした行為に係る停職の処分の期間については、なお従前の例による。